

朝日遺言セミナー

- 1、相続～自然人の死を原因とする被相続人(死亡した者)の財産的権利義務の承継

注意 財産も相続されるが負債(借金等)も相続される。

- 2、遺言書がない場合、法定相続人に相続が発生する。

(1)法定相続人

- ①配偶者(但し入籍していないと相続人にはなれない)

例外は**特別縁故者**

注意 あくまで、他に相続人がいない場合の規定で、被相続人に一人でも法定相続人がいた場合は、内縁の妻にはこの規定が適用されない。

アドバイス 内縁配偶者に遺産を残したい場合は特に遺言が必要。

- ②の1 子(第1順位)

- ②の2 直系尊属(第2順位)

- ②の3 兄弟姉妹(第2順位の相続人がいない場合)

注意 兄弟姉妹が死亡の場合はその子(甥、姪)まで。

(2)法定相続分

別表の通り

- 3、遺産分割協議(遺言書がない場合)

- (1)法定相続分は遺産の相続割合を決めただけで、何を誰が相続するのかということについては定められていない。

↓

遺産分割協議が必要

注意 すべての法定相続人の了解が必要。

法定相続分とは異なる協議であっても、相続分がゼロでもOK

協議ができない場合は家庭裁判所に対して調停あるいは審判の申立をする。

(2) 法定相続(相続人及び相続分)と異なる相続をしたい場合どうするか。

例 子供がいない夫婦で、夫婦が協力してそれなりの財産(4億円相当)を形成し、夫が死亡。

夫の両親も死亡し、夫の兄弟は遠隔地に住んでいた兄一人だが、兄もすでに死亡し、その子(甥)が一人いるだけ。

妻はその甥とは葬式などの時に数回会っただけ。

甥は法定相続人で、法定相続分は1 / 4

↓

アドバイス **遺言書を作成**

遺言があれば遺言通り。

兄弟姉妹(含代襲相続人～甥、姪)には遺留分がない(別表参照)。

4、遺留分

法律上、遺言により自己の全ての財産を処分しても、法定相続人の遺留分を害することはできないとされている。

注意 遺留分減殺請求権の行使は、相続の開始を知ってから一年間。

法定相続人の遺留分割合は**別表**の通り。

5、遺言

(1) 遺言は、遺言者の最終の意思で自己の財産を処分するもの。

注意 法定相続人以外(含む法人、団体等)にも遺産を与えることができる。

アドバイス 法定相続人に遺産を与える場合は「**相続させる**」と記載。

法定相続人以外には「**遺贈する**」と記載。

(2) 遺言能力～15歳以上

注意 代理人による遺言は出来ない。

(3) 自筆証書遺言

①方式

遺言者は自分で

a. 全文を手書きし

b. 日付を書き

c. 署名・捺印すること

の3つが要件を満たすことが必要。

注意 a. の全文自書

これは有効？無効？

タイプライター、ワープロ、パソコン、自筆のコピー、
録音テープ、VTR録画、カーボン複写

注意 b. の日付の自書

年、月の記載があっても、日の記載がなければ無効。

これは有効？無効？

「古希の日」、「第〇〇回誕生日」、「昭和〇〇年春
分の日」、「昭和四拾壱七月吉日」、ゴム印などで日
付印をスタンプ

注意 c. の氏名の自書・押印

これは有効？無効？

「吉川治郎兵衛」であるところ、遺言書には「親治郎
兵衛」と自書、芸名、ペンネーム、通称
認印、拇印、遺言者の依頼によって他人がなした場合

②自筆証書遺言遺言の訂正

訂正にも法律で定められた方式がある。

アドバイス 訂正箇所が多いときはややこしくなるので書き直した
方が良い。

③自筆証書遺言のアドバイス

- a. 自分で全文を書く。
- b. 日付も平成〇〇年〇〇月〇〇日とはっきり書く。
- c. 名前は戸籍どおりのものを書く。
- d. 印もできれば実印で名前の下にはっきり押す。
- e. 数頁にわたる場合、同じ印で割り印を押す(できれば頁ごとに署名
押印をする)。
- f. 自筆証書遺言は、要件が欠けると無効になる危険があるので、作
成した後弁護士など専門家に見せてチェックしてもらう。

g. 高齢者の場合、認知症等がないことの診断書をとっておく。

④検認手続

公正証書遺言以外の遺言は 検認が必要（民法1004条）。

遺言者が亡くなった場合、遺言を保管していた者は、家庭裁判所に対し遺言を提出して検認を請求しなければならない。

(4)公正証書遺言

公正証書は公証役場で作成(別料金で出張も可)。

公正証書遺言は**2人の証人**（欠格事由あり）を立会わせて作成する遺言。手続が厳格であるから、偽造のおそれはなく、後になって遺言の無効を主張されるおそれが少ない。

注意 公正証書遺言があると、検認手続が不要。

(5)遺言の取消

遺言はいつでも取消すことができ、取消しも遺言で行う（民法1022条）。

アドバイス 記載方法としては「撤回する」と表示。

複数の遺言があつて内容が抵触する場合は、日付が**後の遺言が有効**。

アドバイス 後日付の遺言で前の遺言を取り消す場合、どの部分を取り消してどう変えたのかをはっきりさせるために、後日付の遺言書には「平成〇〇年〇〇月〇〇日付け遺言書の第〇〇項を撤回して、次の通り遺言する」等と書いておいた方がベター。

(6)遺言方式のメリット・デメリット

①-1 自筆証書遺言のメリット

遺言者のみで作成できるため、完全に秘密にできる。

わざわざ公証人役場に出向く必要が無く簡便

公正証書遺言のように費用がかからない。

①-2 自筆証書遺言のデメリット

遺言書が発見されないまま遺産分割されてしまう。

不利な内容の相続人が先に発見して、破棄あるいは改竄してしまう虞がある。

本人が書いたかどうか、書いたとしても本心かどうか、また形式・要件に不備がある等の理由から、後で法定相続人から遺言無効を主張されるケースが多い。

アドバイス

- a. 自筆証書遺言は、書いた後弁護士などにチェックしてもらう。
- b. 弁護士などに保管を依頼していない場合は、遺言書の存在や保管場所を信頼できる人に生前に告知しておく。
- c. 自分の意思で遺言書を書いたことをはっきりさせるために VTR などに録画録音。

②-1 公正証書遺言のメリット

原本は公証人役場で保管しているので破棄や改竄の虞がない。
法律専門家である公証人が本人であることと遺言の内容を確認しているので、本人が書いたかどうか、書いたとしても本心かどうか、形式に不備がある等の理由から、後で法定相続人から遺言無効を主張されるケースが少ない。

②-2 公正証書遺言のデメリット

証人立会で作成するため内容を秘密にできない。
わざわざ公証人役場に出向く必要ある(但し出張も可)。
費用がかかる。

～費用は遺産の評価額によって定まる。

アドバイス

事前に遺産目録と遺言書案を公証人に示して費用を聞いておく。

アドバイス

- a. 弁護士などに保管を依頼した場合、死亡したことを連絡してくれる人を生前に依頼しておく。
- b. 弁護士などに保管を依頼していない場合は、遺言書の存在や保管場所や、どこの公証人役場で何時公正証書遺言を作ったかを信頼できる人に生前に告知しておく。
- c. 高齢者の場合、認知症等がないことの診断書をとっておく。

6、遺言の執行

遺言の執行は、遺言書に**遺言執行者の指定**がないと相続人がするのが普通。

しかし、相続人が多数いる場合、あるいは相続人に不利な内容の遺言の場合には、遺言の執行がスムーズになされない場合がある。

(1) 遺言執行者

遺言執行者は遺言で指定されるか、あるいは家庭裁判所で選任される。

遺言執行者は、相続人の代理人（民法 1015 条）。

アドバイス スムーズに遺言内容が執行されるために遺言書の中で遺言執行者を指定しておく非常に便利。

特に不動産を特定の人に遺贈の登記をする場合や、預貯金の払い戻しを受けたり、株式等を換金して遺言の内容を実現する場合に効果を発生する。

7、相続債務

(1) 遺言書がある場合

例 父が死亡し、相続人は兄、弟、妹の3名。

遺産～自宅の土地建物（時価2億円）、預金5000万円。

自宅購入の銀行のローン残は9000万円。

遺言「自宅の土地建物と債務9000万円は兄に相続させる」

遺言通り兄が自宅を取得し、弟と妹は2500万円ずつ貰った。

後日、弟と妹に銀行から9000万円の1/3の3000万円の支払請求。

相続人は、相続放棄ないし限定承認をせずに、単純承認。

↓

注意 債務は、遺言で兄が相続するよう指定されているが、これは相続人間では効力があるものの、債権者(銀行など)に対しては効力がない。

債権者に対する関係では、債務は、法定相続人が法定相続分に応

じて分割して負担することになる。

(2) 遺言書がない場合

例 父が死亡し、相続人は兄、弟、妹の3名。

遺産～自宅の土地建物（時価2億円）、預金5000万円。

自宅購入の銀行のローン残は9000万円。

法定相続人間で遺産分割協議を行った。

遺産分割協議の内容「兄が自宅の土地建物を取得し、弟と妹は2500万円ずつもらう。銀行のローン残9000万円は兄が自分が支払う」

後日銀行から弟と妹宛てに、9000万円の1/3の3000万円の支払い請求あり。

法定相続人は相続放棄ないし限定承認をせずに単純承認（民法920条）。

注意 遺産分割協議で債務については兄が引受ける約束をしているが、それは相続人間での契約であって、第三者である銀行に対し主張することはできない。

しかし、兄との間で債務引受けの契約としては有効でなので、弟や妹が銀行に支払った場合は兄に求償できる。

8、相続放棄と承認

(1) 被相続人の資産、負債を相続人は引き継ぐ→被相続人の法律上の地位を引き継ぐ。

引き継ぎ方（相続の方法）には、単純承認、限定承認、相続放棄の3つがある。

(2) 単純承認は、相続財産を債務を含めて一切承継すること。

(3) 限定承認は、相続財産のうち、債務、遺贈を相続によって得た財産の限度で承継することを留保して承継する手続。

注意 相続財産が債務超過の疑いがある場合には限定承認をすればよいが、相続人全員が共同で行う必要がある。

手続きが複雑で、税務上不利になることがある。

(4) 相続放棄は、相続しない旨を家庭裁判所に申述する手続。

注意 資産だけでなく債務も引継がない。

他に相続人がいても、放棄は単独で可能。

(5) 承認・放棄の期間

相続放棄、限定承認ができる期間は3か月

この期間は、自己のために相続の開始があったことを知ったときから起算する。

注意 何らの手続しないで3か月の期間が経過すると、単純に相続を承認したものとされる（民法921条2号）。

9、参考文献

二見書房 自分でできる遺言書作成の手引き(監修／弁護士江崎正行、弁護士田中喜代重)